

公益財団法人東京都道路整備保全公社「週休2日制確保試行工事」実施要領

1 目的

将来に渡り社会資本を安定的に整備・維持管理していくためには、建設業界の若手技術者を確保・育成していくことが重要であり、建設現場において、土日を休日とする「完全週休2日制」の実現に向けた段階的な施策展開を図っていくことが求められている。

本要領は、「完全週休2日制」の実現を目指して試行する、週休2日制確保試行工事（以下「試行工事」という。）の実施の流れ、提出資料等を定めたものである。

2 試行対象工事

すべての土木工事（土木設備工事を除く）を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とできる。

- (1) 対象期間（本要領3(2)参照）が1か月（約30日）未満の工事
- (2) 単価契約工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
- (3) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事

例① 災害復旧工事

例② 供用時期が公表されている工事

- (4) 施工時間や施工方法の制約が予想される工事

例① 通学時間帯の中断等、地域社会からの要望が予想される工事

例② 希少動植物の繁殖の確認によって対策が予想される工事

なお、受注者は試行工事を希望しない場合、現場施工に着手する（現場事務所の設置、資器材の搬入または仮設工事等が開始される）日（以下「現場着手日」という。）までに、希望しない旨を理由を付して発注者に報告する（別添1参照）。

3 週休2日の考え方

- (1) 週休2日とは対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 対象期間とは、現場着手日から工事完了日までの期間をいう。
なお、年末年始6日間、夏季休暇5日間^{※1}、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外と認める期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間等）は含まない。
- (3) 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場所を除き、現場事業所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- (4) 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。
- (5) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

る。

※1 夏季休暇の考え方については、参考「＜工期の算定＞ 夏季休暇期間（5日間）の適用について」による。

4 工期の変更

工期の変更理由が以下の①～③に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行う。

- ① 契約内容と異なる事項等が発生し、工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ③ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

5 積算方法

(1) 書類作成費用

週休 2 日制確保試行工事に伴う書類の作成費用は、現場閉所率^{※2}に応じて補正する経費に含まれるため、別途計上は行わない。

(2) 経費の補正

現場閉所状況が 4 週 6 休以上（現場閉所率 21.4%以上）の場合は、現場閉所率に応じて、間接工事費（共通仮設費率及び現場管理費率）を補正し、直接工事費及び共通仮設費（積上分）に計上される単価のうち、労務費、機械賃料、市場単価、土木工事標準単価に対して週休 2 日の補正を適用した単価を計上する（補正係数は(3)のとおり）。

なお、「土木工事標準単価」については、「建設物価（土木コスト情報）」及び「積算資料（土木施工単価）」に掲載の単価を使用しており、補正済み単価（同工種）が物価資料（「建設物価（土木コスト情報）」、「積算資料（土木施工単価）」）の両方に掲載されている場合は、その平均価格（有効数字 3 桁とし、4 桁以下は切り捨て）とし、片方の資料のみに掲載されている単価は、当該単価（有効数字 3 桁とし、4 桁以下は切り捨て）とする。

(3) 補正係数

補正係数は、以下のとおりとする。

1) 令和 2 年 4 月 1 日以降に起工する案件

① 4 週 8 休以上（現場閉所率が 28.5%（8 日/28 日）以上）

- ・ 共通仮設費率 1.04
- ・ 現場管理費率 1.06
- ・ 労務費 1.05
- ・ 機械賃料 1.04

② 4 週 7 休以上 4 週 8 休未満（現場閉所率が 25.0%（7 日/28 日）以上 28.5%未満）

- ・ 共通仮設費率 1.03

- ・現場管理費率 1.04
- ・労務費 1.03
- ・機械賃料 1.03

③4週6休以上4週7休未満（現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上25.0%未満）

- ・共通仮設費率 1.02
- ・現場管理費率 1.03
- ・労務費 1.01
- ・機械賃料 1.01

2）令和2年3月31日以前に起工する案件

①4週8休以上（現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上）

- ・共通仮設費率 1.04
- ・現場管理費率 1.05
- ・労務費 1.05
- ・機械賃料 1.04

②4週7休以上4週8休未満（現場閉所率が25.0%（7日/28日）以上28.5%未満）

- ・共通仮設費率 1.03
- ・現場管理費率 1.04
- ・労務費 1.03
- ・機械賃料 1.03

③4週6休以上4週7休未満（現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上25.0%未満）

- ・共通仮設費率 1.01
- ・現場管理費率 1.02
- ・労務費 1.01
- ・機械賃料 1.01

下表の補正係数は、令和3年6月1日以降に起工（決定日）した案件に適用する。

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

	区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (カートレール)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05

	区分	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	4 週 8 休以上
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1. 0 0	1. 0 1	1. 0 1
	撤去	1. 0 1	1. 0 3	1. 0 5
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1. 0 1	1. 0 3	1. 0 4
	撤去	1. 0 1	1. 0 3	1. 0 5
防護柵設置工 (落石防護柵)		1. 0 0	1. 0 1	1. 0 2
防護柵設置工 (落石防止網)		1. 0 1	1. 0 2	1. 0 3
道路標識設置工	設置	1. 0 0	1. 0 1	1. 0 1
	撤去・移設	1. 0 1	1. 0 3	1. 0 4
道路付属物設置工	設置	1. 0 0	1. 0 1	1. 0 2
	撤去	1. 0 1	1. 0 3	1. 0 5
法面工		1. 0 0	1. 0 1	1. 0 2
吹付砕工		1. 0 1	1. 0 2	1. 0 3
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1. 0 1	1. 0 2	1. 0 3
道路植栽工	植樹	1. 0 1	1. 0 3	1. 0 5
	剪定	1. 0 1	1. 0 3	1. 0 5
公園植栽工		1. 0 1	1. 0 3	1. 0 5
橋梁用伸縮継手装置設置工		1. 0 0	1. 0 1	1. 0 2
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1. 0 1	1. 0 2	1. 0 4
橋面防水工		1. 0 0	1. 0 1	1. 0 2
薄層カー舗装工		1. 0 0	1. 0 0	1. 0 1
グレーピング工		1. 0 0	1. 0 1	1. 0 1
軟弱地盤処理工		1. 0 0	1. 0 1	1. 0 2
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1. 0 0	1. 0 1	1. 0 1
硬質塩化ビニル管設置工		1. 0 1	1. 0 2	1. 0 3
リブ付き硬質塩化ビニル管設置工		1. 0 1	1. 0 2	1. 0 3
砂基礎工	人力施工	1. 0 1	1. 0 3	1. 0 5
	機械施工	1. 0 1	1. 0 3	1. 0 5

	区分	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	4 週 8 休以上
砕石基礎工	人力施工	1. 0 1	1. 0 3	1. 0 5
	機械施工	1. 0 1	1. 0 3	1. 0 5
組立マンホール設置工		1. 0 1	1. 0 3	1. 0 5
小型マンホール工		1. 0 0	1. 0 0	1. 0 1
取付管およびます設置工	ます設置工	1. 0 0	1. 0 1	1. 0 1
	取付管布設及び支管取付工	1. 0 0	1. 0 1	1. 0 2

注 1 現場閉所率が 21.4% (4 週 6 休) 未満となった場合は、上記の補正を行わない。

6 工事成績評定

4 週 8 休以上の現場閉所を実施した場合は、「創意工夫と熱意」の項目で加点対象として評価する。

なお、週休 2 日を実施できなかった場合であっても、工事成績の減点を行わない。

7 業務の流れ

(1) 試行工事発注時

発注者は、本要領 2 により試行工事を選定した上で、当初設計時に 4 週 8 休として経費（労務費、機械賃料、共通仮設費率、現場管理費率）の補正を行い、起工書、案件公表時の記載及び特記仕様書に当該工事が試行工事である旨を記載する（別添 2 参照）。

(2) 試行工事契約時

発注者は、試行工事の実施について、受注者の意向を確認する。受注者が試行工事を希望した場合は、その旨を施工計画書に明記する。

受注者より、試行工事を希望しない旨の報告を受けた工事については、受注者は以降の「7 業務の流れ」に記載の義務を負わない。

なお、速やかに経費の補正について、設計変更を行う。

※2 経費の補正等に係る積算方法については、「5 積算方法」を参照すること

(3) 試行工事施工時

1) 受注者は、別添 3 を参考とし、広報板に「週休 2 日制確保試行工事」である旨を記載する。

2) 受注者は、現場閉所を行う時や休日等に工事施工を行う時は、事前に週間工程表やメール等で監督員に報告する。

(4) 最終変更時

受注者は、工事完了日確定後速やかに、別添 4 を参考とし、現場閉所の結果が確認できる「現場閉所報告書」を作成し、発注者へ報告する（報告様式は東京都建設局「統一 26

様式」)。

発注者は、現場閉所の実施結果に応じ、「5 積算方法」のとおり、設計変更を行う。

8 留意事項

- (1) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、現場閉所日の前日等、現場閉所中の作業が発生するような指示等を行わない。
- (2) 発注者における現場閉所状況の確認については、各試行工事単位で行うものとする。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 6 月 1 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日以降に起工し公告等を行う案件に適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 9 月 1 日から施行し、令和 3 年 6 月 1 日以降に起工し公告等を行う案件に適用する。

統一 2 6

文 書 番 号
(工事番号)

工事等主管課		担当工事事務所等	
課長	係長	所長等	担当者

協 議 報 告 } 書 年 月 日 理事長 ○○○○ (発注者あて) 殿 住所 東京都新宿区西新宿○丁目○番○号 ○○建設株式会社 受注者 氏名 代表取締役社長 ○○○○ 印 現場代理人氏名 ○○○○○ 印	
下記工事について特記仕様書 に基づき 協 議 報 告 します。	
文 書 番 号 (契 約 番 号)	○○東道○○第○○号
工 事 件 名	○○○○○工事
工 事 場 所	東京都○○区○○○地内
協 議 報 告 内容 本工事においては、(…理由…)のため、「週休2日制確保試行工事」を実施いたしません。 (公益財団法人東京都道路整備保全公社「週休2日制確保試行工事」実施要領2により報告 します。)	

監理業務受託者	事務所名		担当者名	印
---------	------	--	------	---

記載例

(1) 起工書への記載

起工書の「その他」に「週休 2 日制確保試行工事」であることを記載。

(2) 案件公表時の記載

発注予定表において、「発注予定備考」欄等に以下のように記載する。

本工事は、「週休 2 日制確保試行工事」である。試行にあたっては『公益財団法人東京都道路整備保全公社「週休 2 日制確保試行工事」実施要領』に基づき行う。

(3) 特記仕様書記載例

特記仕様書に以下のように記載する。

「週休 2 日制確保試行工事」

- (1) 本工事は、「週休 2 日制確保試行工事」の対象案件である。
- (2) 試行にあたっては、『公益財団法人東京都道路整備保全公社「週休 2 日制確保試行工事」実施要領』（以下「要領」という。）に基づき行う。要領は、公益財団法人東京都道路整備保全公社ホームページから入手できる。
(https://www.tmpc.or.jp/07_keiyaku/system.html)
- (3) 受注者は、週休 2 日制試行工事を希望しない場合、現場着手前に、希望しない旨を理由を付して発注者に報告する。(要領 2 参照)
- (4) 週休 2 日制に掛かる費用については、当初予定価格から 4 週 8 休以上の達成を前提とした補正係数を共通仮設費率、現場管理費率、労務費、機械賃料に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、4 週 8 休に満たないものは、補正分を減額変更する。

広報板記載例

〇〇〇〇 工事のお知らせ	
週休 2 日制確保試行工事※ ¹	
この工事は、〇〇通り（都道第〇〇号線）の〇〇〇〇工事で、〇〇年〇月頃下図のように完成する予定です。	
皆様には、ご不便をおかけすることもあるかと思いますが、ご理解とご協力をお願いいたします。	
絵 ・ 図	工事件名 〇〇〇〇工事（その 1）
	工事区間 〇〇区〇〇町一丁目から 〇〇区〇〇町二丁目
	工事概要 延 長 〇〇m 車道幅員 〇〇m
	お気づきの点は、下記へご連絡ください
	発注者：(公財)東京都道路整備保全公社 電話(100)1234
	受注者：〇〇建設株式会社 〇〇作業所 電話(200)5678
	 (二次元コード)
事業 P R 記 載	
(記載例)	
無電柱化事業の目的は、	
① 都市防災機能の強化を図ります。	
② 安全で快適な歩行空間を確保します。	
③ 良好な都市景観の創出を図ります。	
「夢のみち」優秀作品などを記載	(公財)東京都道路整備保全公社
本工事は、建設現場の「週休 2 日制」確保に向けて試行する「週休 2 日制確保試行工事」です。※ ²	

(注)

- ・※¹は、すべての広報板に記載。
- ・※²は、広報板 A 型、B 型に記載。(B' 型、C 型でも可能な場合は記載。)
- ・フォント、文字の大きさ等は変更してよい。

例)【現場閉所報告書】 令和〇〇年度 〇〇工事 (工期 令和〇〇年〇月〇日 ~ 令和〇〇年〇月〇日)

- ① 対象期間内日数 340 日
 ② a 4週8休以上 97 日 = ① × 0.285 (8日/28日) (小数点以下切り上げ)
 b 4週7休以上 4週8休未満 85 日 = ① × 0.250 (7日/28日) (小数点以下切り上げ)
 c 4週6休相当 4週7休未満 73 日 = ① × 0.214 (6日/28日) (小数点以下切り上げ)
 ③ 現場閉所日数 116 日 ※必ず検算すること。
 ②a ≤ ③ ∴ 4週8休相当以上 ※入力月が12か月を超える場合は、行追加やシート追加等を適切に行い、
 本工事全体での①から③の合計日数を報告すること。

令和3年4月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		実施要領3における 対象期間日数 30 現場閉所日数 9		
	曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金				
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工				
	作業・閉所種別	作	作	休	休	作	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	休	作			
令和3年5月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実施要領3における 対象期間日数 31 現場閉所日数 13		
	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月			
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工			
	作業・閉所種別	休	休	休	休	休	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作			
令和3年6月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		実施要領3における 対象期間日数 30 現場閉所日数 8		
	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水				
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工			
	作業・閉所種別	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作			
令和3年7月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実施要領3における 対象期間日数 17 現場閉所日数 7		
	曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土			
	期間種別	工	工	工	工	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工			
	作業・閉所種別	作	作	休	休	作	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	休	休	休	休	作	作	作	作	作		休	
令和3年8月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実施要領3における 対象期間日数 26 現場閉所日数 11		
	曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火			
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	夏	夏	夏	夏	夏	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工			
	作業・閉所種別	休	作	作	作	作	作	休	休	休	作	作	作	作	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作			
令和3年9月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		実施要領3における 対象期間日数 30 現場閉所日数 12		
	曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木				
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工			
	作業・閉所種別	作	作	作	休	休	天	天	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	休	作	作	休	作	休	休	作	作	作	作	作			
令和3年10月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実施要領3における 対象期間日数 31 現場閉所日数 10		
	曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日			
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工			
	作業・閉所種別	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休		休	
令和3年11月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		実施要領3における 対象期間日数 30 現場閉所日数 10		
	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火				
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工			
	作業・閉所種別	作	作	休	作	作	休	休	作	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	休	作	作	作	休	休	作	作			
令和3年12月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実施要領3における 対象期間日数 28 現場閉所日数 8		
	曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金			
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	年		年	年
	作業・閉所種別	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	休	休		休	
令和4年1月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実施要領3における 対象期間日数 28 現場閉所日数 9		
	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月			
	期間種別	年	年	年	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工		工	
	作業・閉所種別	休	休	休	作	作	作	作	休	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休		作	
令和4年2月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28				実施要領3における 対象期間日数 28 現場閉所日数 10		
	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月						
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工						
	作業・閉所種別	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	休	休	休	作	作	作	作	作	作	休	休	作	作	休	作	作	休	休	作					
令和4年3月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実施要領3における 対象期間日数 31 現場閉所日数 9		
	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木			
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工		工	
	作業・閉所種別	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	作	休	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作		作	

週休2日の考え方 例示

例1 週休2日制確保工事における対象期間とは、現場着手日から工事完了日までの期間

対象期間内																	
準備期間				実作業												後片付け	
作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	
5	2	4	4	4	3	5	2	6	2	6	2	3	1	4	1	3	
工事着手 年月日	現場 着手日			実作業着手日 (直接工事費の項目 の現地着手)												後片付け 着手日	工事 完了日

①対象期間内 = 50 日

② →

③現場閉所日数 = 15 日
(休日確保)

②a ≤ ③ ∴ 4週8休相当以上

②a 4週8休相当以上	②b 4週7休相当	②c 4週6休相当
15 日	13 日	11 日
= ① × 0.285	= ① × 0.250	= ① × 0.214

(小数点以下切り上げ)

例2 年末年始6日間と夏季休暇5日間を除く

対象期間内										対象期間内							
準備期間				実作業												後片付け	
作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	
5	2	4	4	4	5	5	2	6	2	6	2	3	1	4	1	3	
工事着手 年月日	現場 着手日			実作業着手日 (直接工事費の項目 の現地着手)												後片付け 着手日	工事 完了日

①対象期間内 = 47 日

② →

③現場閉所日数 = 12 日
(休日確保)

②b ≤ ③ ∴ 4週7休相当

②a 4週8休相当以上	②b 4週7休相当	②c 4週6休相当
14 日	12 日	11 日
= ① × 0.285	= ① × 0.250	= ① × 0.214

(小数点以下切り上げ)

例3 工場製作期間がある場合は、対象期間内から除く

対象期間内																
準備期間						実作業										
工場製作期間						現場作業										
作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業
5	2	4	4	4	3	5	2	6	2	6	2	3	1	4	1	3
工事着手 年月日	現場 着手日	実作業着手日 (直接工事費の項目 の現地着手)														
															後片付け 着手日	工事 完了日

①対象期間内 = 35 日

② →

③現場閉所日数 = 8 日
(休日確保)

②c ≤ ③ ∴ 4週6休相当

②a 4週8休相当以上	②b 4週7休相当	②c 4週6休相当
10 日	9 日	8 日
= ① × 0.285	= ① × 0.250	= ① × 0.214

(小数点以下切り上げ)

例4 全部中止期間は、対象期間内から除く

対象期間内				対象期間内												
準備期間				実作業											後片付け	
				全部中止												
作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業
5	2	4	4	7		5	2	6	2	6	2	3	1	4	1	3
工事着手 年月日	現場 着手日	実作業着手日 (直接工事費の項目 の現地着手)														
															後片付け 着手日	工事 完了日

①対象期間内 = 43 日

② →

③現場閉所日数 = 12 日
(休日確保)

②b ≤ ③ ∴ 4週7休相当

②a 4週8休相当以上	②b 4週7休相当	②c 4週6休相当
13 日	11 日	10 日
= ① × 0.285	= ① × 0.250	= ① × 0.214

(小数点以下切り上げ)

例5 一部一時中止期間は、対象期間内から除かない

対象期間内																				
準備期間				実作業												後片付け				
				一部一時中止																
作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業				
5	2	4	4	4	3	5	2	6	2	6	2	3	1	4	1	3				
工事着手 年月日	現場 着手日		実作業着手日 (直接工事費の項目 の現地着手)														後片付け 着手日		工事 完了日	

①対象期間内 = 50 日

② →

③現場閉所日数 = 15 日
(休日確保)

②a ≤ ③ ∴ 4週8休相当以上

②a 4週8休相当以上	②b 4週7休相当	②c 4週6休相当
15 日	13 日	11 日
= ① × 0.285	= ① × 0.250	= ① × 0.214

(小数点以下切り上げ)

例6 降雨、降雪、猛暑等による予定外の現場閉所または休日確保日についても、現場閉所または休日確保日数に含める。

対象期間内																	
準備期間				実作業												後片付け	
作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	
5	2	4	4	4	3	5	2	6	2	6	2	3	1	4	1	3	
工事着手 年月日	現場 着手日		実作業着手日 (直接工事費の項目 の現地着手)											後片付け 着手日	工事 完了日		

①対象期間内 = 50 日

② →

③現場閉所日数 = 15 日
(休日確保)

②a ≤ ③ ∴ 4週8休相当以上

②a 4週8休相当以上	②b 4週7休相当	②c 4週6休相当
15 日	13 日	11 日
= ① × 0.285	= ① × 0.250	= ① × 0.214

(小数点以下切り上げ)

平成31年 4月 1日

＜工期の算定＞ 夏季休暇期間（5日間）の適用について

（１）用語の説明

- ①「工期」：準備期間＋施工に必要な実働日数×降雨割増＋後片付け期間。
- ②「夏季休暇期間」：8月15日を含む週における、月曜日から金曜日までの5日間の期間（土日祝日を除く）。ただし、週の始まりは日曜日とする。
【（７）夏季休暇の考え方】参照
- ③「年末年始期間」：12月29日から翌年1月3日までの期間（東京都の休日に関する条例 第一条）。
- ④「夏季休暇」：夏季休暇期間における5日間の休暇で、休日と同様の扱いとする。
- ⑤「年末年始休暇」：年末年始期間における6日間の休暇で、休日として扱う。
- ⑥「現場閉所」：巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場所を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態

（２）夏季休暇時の現場状況

「現場閉所」の状況を以て夏季休暇とする。

（３）適用方法

原則として、工事期間が夏季休暇期間にかかる場合、以下のとおり適用する。

- ・当初設計時：夏季休暇期間を含まない日数で、工期を算定する。
- ・設計変更時：協議に基づき、夏季休暇期間の5日間について、工期延伸の設計変更ができるものとする。

ただし、（１）②に示す夏季休暇期間を変更する場合は、受注者は監督員に協議の上、7月1日から9月30日までの期間においてのみ、夏季休暇期間を変更できるものとする。

なお、協議にあたっては東京都建設局受注者等提出書類処理基準（統一26）の様式を用いるものとする。

（４）夏季休暇期間中に工事施工する場合の届出

受注者は、東京都建設局受注者等提出書類処理基準（統一24）の様式により届出るものとする。

（５）週休2日制との関係性

週休2日制の対象となる「現場閉所」日以外の日において夏季休暇期間を設定すること。

なお、夏季休暇期間は、週休2日の対象期間には含まないものとする。

(6) 工期の算定方法（パターン別）

1) 単年度工事

① 「夏季休暇期間」を考慮する場合

		夏季休暇期間		年末年始期間	
工 期		工 期			
休 暇		5日間		6日間	

夏季休暇期間を「休日」と同様に扱う
⇒工事期間に、夏季休暇期間がかかることが条件
(上記(1)②に示す、5日間)

② 「年末年始期間」を考慮する場合

		夏季休暇期間		年末年始期間	
工 期			工 期		
休 暇		5日間		6日間	

今まで通り
年末年始期間は
休日として扱う

③ 「夏季休暇期間」及び「年末年始期間」を考慮する場合

		夏季休暇期間		年末年始期間	
工 期		工 期			
休 暇		5日間		6日間	

夏季休暇期間を休日と同様の扱いとする
(夏季休暇期間の考え方は(6)1)①と同じ)

2) 債務工事（当初設計において年度をまたぐ工事）

【1年目】		夏季休暇期間		年末年始期間	
工 期		工 期			
休 暇		5日間		6日間	

【2年目以降】		夏季休暇期間		年末年始期間	
工 期		工 期			
休 暇		5日間		6日間	

次年度以降についても、夏季休暇期間を休日と同様の扱いとする
(夏季休暇期間の考え方は(6)1)①と同じ)

3) 繰越工事（工期延伸により年度をまたぐ工事）

【1年目】		夏季休暇期間		年末年始期間	
工 期		工 期（当 初）		工 期（変 更）	
休 暇		5日間		6日間	

【2年目以降】		夏季休暇期間		年末年始期間	
工 期		工 期（変 更）			
休 暇		5日間		6日間	

(7) 夏季休暇の考え方

		8月						
		日	月	火	水	木	金	土
1	8月15日が日曜日の場合	15	16	17	18	19	20	21
2	8月15日が月～金曜日の場合	12	13	14	15	16	17	18
3	8月15日が土曜日の場合	9	10	11	12	13	14	15
夏季休暇期間			当該期間の 計5日間 					

- ※ 夏季休暇期間の考え方は、一般的な企業の夏季休暇取得状況等、社会情勢を鑑み8月15日を基準とする。
- ※ 週の始まりは「日曜日」とする。
- ※ 上表に示す夏季休暇期間を変更する場合は、受注者は監督員に協議の上、7月1日から9月30日までの期間においてのみ、夏季休暇期間を変更できるものとする。

参考資料 週休2日制確保試行工事 業務の流れ
※R3.6.1以後に起工する案件

